

## 4 請求事務等に関することについて

### —説明事項—

- ア 就学前の障害児の発達支援の無償化について
- イ 審査支払事務の効果的・効率的な実施に向けた対応等について
- ウ 元号改正に伴う影響について
- エ その他（上限管理、過誤調整等）

### 《参照資料》

平成 31 年 3 月 7 日「障害保健福祉関係主管課長会議」及び平成 31 年 3 月 15 日「障害者自立支援給付支払等システムに関する都道府県・国保連合会合同担当者説明会」の各会議資料（以下、「国資料」と言います。）。

〔留意事項〕 この説明資料は、上記の国資料の要点をまとめたものであり、各事項の具体的な内容は下記の国資料をよく確認してください。

### 〔アドレス等〕

障害保健福祉関係主管課長会議資料における就学前の障害児の発達支援の無償化資料抜粋版（資料 4 別添 1）

[https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/0190315\\_03.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/0190315_03.pdf)

障害者自立支援給付支払等システムについて（資料 4 別添 2）

[https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/20190315\\_02.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/20190315_02.pdf)

平成 31 年 3 月 7 日実施：障害保健福祉関係主管課長会議資料（資料 4 別添 3）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000484935.pdf>

### ア 就学前の障害児の発達支援の無償化について【資料 4 別添 1 参照】

#### （1）概要

「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）において、「3 歳から 5 歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する」とともに、「就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）についても、併せて無償化を進めていく」こととされ、2019 年 10 月からの実施に向けて検討が進めています。

就学前の障害児の発達支援の無償化の概要については以下のとおりであることから、10 月から円滑に実施されるよう、各事業者におかれては請求事務に関して、十分に確認をして行ってください。

① 対象期間

満 3 歳になった後の最初の 4 月から小学校入学までの 3 年間

② 対象施設

- ・ 児童発達支援事業所
- ・ 医療型児童発達支援事業所
- ・ 居宅訪問型児童発達支援事業所
- ・ 保育所等訪問支援事業所
- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設

※幼稚園、保育所又は認定こども園と上記対象施設における発達支援を併用する場合は、ともに無償化の対象となる。

※障害児入所支援を行う指定発達支援医療機関についても無償化の対象となる。

※基準該当児童発達支援事業所及び共生型の特例により指定を受けた児童発達支援事業所も無償化の対象となる。

※措置による場合も無償化の対象となる。

(2) 各事業者の具体的な事務作業

① 国からリーフレットデータが各自治体に送付されます(国からの説明では、7月上旬までに送付)。送付され次第、ウェルネットなごや事業者新着ページに掲載します。各事業者へはその旨の連絡をメール等でおこないますので、当該リーフレット等を活用いただき、保護者に対する説明等、制度の周知を行ってください。

② 無償化の対象となる障害児に係る受給者証の更新時において、新たな受給者証に、無償化の開始時期及び終了時期を記載します。更新されるまでの間は、現受給者証に記載されている生年月日を確認して、あらかじめ無償化の対象となる児童を把握してください。

イ 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて【資料 4 別添 2 参照】

(1) 給付費の審査支払事務の見直し

「障害者の日常生活及び社会を総合的に支援するため法律児童福祉一部改正」(平成 28 年法律第 65 号)については、平成 30 年 4 月から本格施行となっています。これまで、給付費の審査支払事務については、より効果的・効率的な審査の実施に向け、段階的対応が進められてきているところです。

なお、改正法成立後国民健康保険中央会に設置された「障害者総合支援法等審査事務研究会において、給付費の審査支払事務の効果的・効率的な実施に向け議論を行っており、平成 30 年度の障害者総合支援法等審査事務研究会報告書がとりまとめ

られています。報告書については、下記の URL に掲載されていますので、ご参考にしてください。

[アドレス等]

障害福祉サービス等の給付費等にかかる審査支払事務の効果的、効率的な実施について  
<https://www.kokuho.or.jp/supporter/disability/news.html>

## (2) 国民健康保険団体連合会における一次審査の拡充・強化

国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）の一次審査において「警告」とされていた項目のうち、請求情報が報酬算定ルールに則していないもの等について、平成30年10月サービス提供分（平成30年11月審査分）より、「エラー（返戻）」とする対応（「警告」から「エラー（返戻）」への移行）が行われました（第一段階）。

平成31年度においては、事業所台帳や受給者台帳等と明らかに不整合であるもの等について、「警告」から「エラー（返戻）」への移行を進られる予定です（第二段階）。

また、国保連における一次審査をより効果的に実施するため、「サービス提供実績記録票の提出状況に応じたチェック要件の細分化」を行う等、審査内容の拡充等が行われます。名古屋市においても、審査内容をさらに補完するため、引き続き、二次審査を実施します【資料4別添2 P.21～P.23 参照】。

## (3) 障害福祉サービス事業所等の給付費請求時における点検機能強化

国民健康保険中央会が提供する簡易入力システムにおいて、平成30年度制度改革・報酬改定に伴う点検項目を追加する等、障害福祉サービス事業所等が給付費請求を行う際の点検機能強化が行われます。

また、電子請求受付システムにおいて、各種マニュアル・「請求事務ハンドブック」の見直しや、報酬告示、留意事項通知、報酬算定構造等の情報の集約掲載が行われる予定です。掲載時期等については、追って国保連から連絡される予定です。

## (4) 警告からエラーへの移行について

効果的・効率的な審査支払事務の実施に向け、国保連合会で実施する一次審査において、事業所台帳や受給者台帳との不一致等、明らかにデータ間に不整合があるものについては、「警告」から「エラー」に移行します。

なお、移行にあたっては関係機関への影響を考え、段階的に移行することとされ、第一段階として請求情報の整合性チェックに関するものを中心に149コードを2018年11月審査分よりエラーへ移行しております。

引き続き、第二段階として各種台帳情報との突合による整合性チェック等に関するものの移行が予定されており、2019年11月審査分（2019年10月サービス提供分）からエラーへ移行することが予定されている。

また、2019年5月審査分より移行対象のエラーコードであることが分かるよ

うエラーメッセージの文頭に★が付されます。第二段階（2019年11月予定）の移行対象エラーコード（案）一覧をよく確認しておいてください【資料4別添2 P.28～P.35 参照】。その中でも、これまで警告として散見されていたエラー移行対象コードは、EG29、EL06、EN02等です。エラーとなった請求分については、入金されませんので、その他のエラー移行対象コードについても、十分にご確認ください。

なお、第二段階での移行対象エラーコードの検討において、一部のエラーコードについては第二段階でのエラー移行が見送られ、新たに第三段階での移行時期を設けた上で、チェック要件を見直すことにより国保連合会の審査で誤りと判断できるものは可能な限りエラー（返戻）とするよう引き続き検討が行われます。

また、チェック要件等の見直し及び新たなチェックの追加は、2019年5月審査以降、順次対応する予定となります。

#### （5）平成31年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

平成31年度の報酬改定の施行は平成31（2019）年10月とされており、報酬告示（平成18年告示第523号他）等については、改定の内容に係るパブリックコメントにおける意見等を踏まえ、3月下旬から4月上旬に公布される予定ですが、報酬改定の概要が以下の資料に取りまとめられております。

※消費税率10%への引上げに伴う措置については、基本報酬単位数の上乗せ率については、人件費、その他の非課税品目を除いた課税経費の割合を算出し、これに税率引上げ分を乗じて基本報酬単位数への上乗せ率を算出されます。各加算については、もとの単位数が小さく上乗せが1単位数に満たない等の理由により、個々の加算単位数への上乗せが困難であることから、加算に係る消費税影響相当分について、基本報酬単位数に上乗せされます。

#### 〔アドレス等〕

障害保健福祉関係主管課長会議資料の「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（詳しくは下記の【資料4別添3】を参照してください）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000484935.pdf> …P.-1-、P.-18-、P.-52-～-65-

#### ウ 元号改正に伴う影響について

##### （1）給付費の請求について独自のシステムを利用している事業者について

改元に伴う必要なシステム改修が行われる必要がありますので、ご利用のソフトウェア提供事業者にご確認いただくようお願いいたします。なお、国民健康保険中央会が提供する簡易入力システム及び取込送信システムについては、改元に伴うシステム改修が行われる予定です。

## (2) 改元に係る本市の通所受給者証等の元号表記の取扱について

元号法（昭和 54 年法律第 43 号）の規定により、新元号を定める政令の施行日から新元号へ切替わります。本市の障害児通所支援に係る通所受給者証の元号表記の取扱いについては、【資料 4 別添 4（子ども福祉課通知 30 子子福第 606 号）】を参照してください。

## エ その他（上限管理、過誤調整等）

毎月の給付費請求事務において、以下、再度周知をいたします。

## (1) 複数児童に係る上限管理事務について

複数障害児が 1 つの事業所のみを利用する場合においても、上限管理事業者の登録は必要となりますが、上限管理加算は算定できません。上限管理事業者の登録をされていない場合は、請求エラーとなりますのでご注意ください。

## (2) 複数児童に係る利用者負担上限額管理結果票の電送対応について

国保連合会のシステム対応がなされ次第、ウェルネットなごや新着情報に掲載いたします。当面は、従前どおり、子ども福祉課へ当該管理結果票を送付してください。

## (3) 上限管理加算を算定可否について

受給者証において、利用者負担上限額管理対象者該当の有無が「該当」となっている場合でも、当該児童が 1 事業所しか利用していない月は、上限管理加算は算定できませんのでご注意ください。負担額が負担上限月額を実際に超えているか否かは算定の条件ではありません。このようなケースにおいて、誤って利用者負担上限額管理加算を算定している場合は、過誤申立てを行い、正しい内容で再請求してください。

## (4) 過誤申立書提出期日の前倒しについて

平成 30 年度からの国保連への過誤データ伝送締切日変更に伴い、郵送による過誤申立提出日を、「毎月 6 日必着」（※重要）としています。期限を厳守でお願い致します。

## (5) 障害児通所給付費の併給について

障害児通所給付費は日額の報酬評価となっております。そのため、同一日において、児童発達支援や放課後等デイサービスを 2 回利用することはできません。あらかじめ、保護者への説明と、適切な利用調整をお願いします。なお、同一日の併給審査を行っておりますが、毎月、一定数の併給が確認されています。実際の利用日に基づかない報酬請求は架空請求となり、処分の対象となりますので十分にご注意ください。

なお、保育所等訪問支援については、他の障害児通所支援を同一日に算定することは可能ですが、保育所等訪問支援を同一日に複数回算定することはできません。※児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 122 号総則参照）